

質 疑 回 答 書

令和4年9月27日

主管課： 管財課

契約件名： 筑紫野市公共施設電力供給

上記について、質疑がありましたので以下のとおり回答します。

番号	図面・仕様書等番号	質疑事項	回答内容
1		各施設の現在の電力供給会社を教えてください。	九州電力株式会社（全37施設）。
2		各施設について、自動検針装置はついていますか。	37施設、自動検針装置設置。
3		ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますか？	了とする。
4		弊社の請求書は、原則、翌月10日迄にWebサイト上で開示、15日迄に原本の到着とし、請求書受領後30日以内（翌々月15日迄）に振込となります。ご了承いただけますか。	了とする。
5		供給期間中に契約電力の変更予定はございますでしょうか。	変更なし。

6	<p>現在の計量日を教えてください。尚、計量日が1日以外の場合は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となります。以上、ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>請求回数及び料金の算定期間については、質疑内容のとおりで差し支えない。</p>
7	<p>2023年4月より、弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行予定です。(3月分電気料金請求書、4/15到着分より) お客さまにはお客さま専用 Web ページにて請求書を確認頂くこととなります。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>紙の請求書とする。</p>
8	<p>応札から供給開始までの間に当該エリアを管轄する電力会社の料金改定があった場合には応札額について協議を行う事は可能でしょうか？</p>	<p>不可とする。</p>